

胎動する非財務情報 開示

金融調査部 吉井 一洋／横山 淳

要 約

ESG課題への関心の高まり、長期的な企業価値創造重視の流れ、GPIFのPRI（責任投資原則）への署名などを受け、わが国でも非財務情報の開示への関心が急速に高まっている。このような中、有価証券報告書での経営方針等の開示やMD & A情報、コーポレートガバナンス・コードおよびコーポレート・ガバナンス報告書の見直しなどが実施されている。

諸外国では、英国、EUなどで上場企業等の非財務情報の拡充が義務付けられている他、IIRC、米国のSASB、CDPといった投資家を情報の利用者としたフレームワーク、GRI、ISO26000など幅広いユーザーを想定したフレームワークがある。わが国では、前者は統合報告書・アニュアルレポート等、後者についてはCSR／サステナビリティ報告書で開示しており、ビジネスモデル・事業戦略等、ガバナンス関連、社会・環境関連の開示は、課題は抱えつつも、充実してきている。

パリ協定、TCFD、SDGsなどを受け、今後も非財務情報のさらなる拡充・見直しや企業のCSV的な対応が予想される。さらに、欧州のIFRSの金融商品会計の見直しを求める動きにも注意を払う必要がある。

目 次

- 1 章 背景
- 2 章 わが国における検討状況
- 3 章 各国の制度開示拡充の動き
- 4 章 国際的なフレームワーク
- 5 章 開示の実際
- 6 章 新しい動き

1章 背景

非財務情報の開示が注目されている。その背景には大きく言えば2つの流れがある。一つは、環境問題への意識の高まりや企業に社会的な責任を求める立場からESG（環境・社会・ガバナンス）関連（特にES関連）の情報開示の拡充を求める動きである。2006年に機関投資家にESGに配慮した投資を行うことを求める国連責任投資原則（PRI）が採択され、これらの情報を投資対象企業の選別に反映させる流れが強まった。開示書類としては、環境報告書、CSR（社会的責任）報告書、サステナビリティ報告書などがあり、ベースとなる基準やガイドラインとしては、GRIガイドライン（2000年初版、2013年第4版）およびスタンダード（2016年）、ISO26000（2010年）などが挙げられる。この流れは2015年9月の国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定（2015年12月採択）によって強まっている。

もう一つは、2007年以降の世界的な金融危機を受けての流れである。金融危機後、ケイ・レビュー（2012年）に代表されるように、株主中心主義や短期的な売買への批判が高まり、株主以外のステークホルダーへの配慮や長期的な視野に基づく企業への投資促進、短期の業績に偏重した経営者報酬やコーポレート・ガバナンスの見直しが求められるようになった。このような中で、企業の長期的な価値創造能力を判断するための情報として非財務情報が重視されるようになり、従来の財務情報と非財務情報を統合して開示する統合報告が注目されるようになってきた。

2章 わが国における検討状況

1) 政府の検討と制度開示での対応

わが国でも、後者の動きを受けて、経済産業省が主催した「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクトの最終報告（伊藤レポート）（2014年8月公表）や、政府が取りまとめた「未来投資戦略2017」（2017年6月9日）では、上場企業と投資家の建設的な対話による中長期的な企業価値向上や中長期的投資促進に資する情報開示として、非財務情報の開示の拡充を求めている。

その後、経済産業省主催の「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」報告書（伊藤レポート2.0）（2017年10月26日）、政府の「未来投資戦略2018」（2018年6月15日）では、中長期的な企業価値の向上等の観点に加え、ESG投資促進の観点など、ESGそのものを重視する傾向が出てきている。

これには、SDGsやパリ協定、政府の女性活躍のさらなる拡大等のダイバーシティ推進や、働き方改革への取り組みの影響もあろうが、世界最大の機関投資家であるGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が2015年9月にPRIに署名し、2017年7月に3つのESG指数（総合型としてFTSE Blossom Japan IndexとMSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数、テーマ型としてMSCI日本株女性活躍指数）を選定したことのインパクトが大きかったものと思われる。これにより、それまでESGへの取り組みには冷ややかだったわが国の市場関係者も、ESG投資やESG関連の非財務情報に関心を持つようになってきた。

このような動きを受け、制度開示である有価証

券報告書等の非財務情報については、金融庁が次の改正等を行った。

◇「事業の状況」に「経営方針・経営環境」の開示を追加。

◇「(経営者による)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD & A)の一部の整理・拡充。

さらに、金融庁の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」で2017年11月から法定開示を対象に、非財務情報の開示の拡充が検討され、2018年6月に報告書案¹がまとめられた。

2) コーポレート・ガバナンス報告書(東京証券取引所)

(1) コーポレート・ガバナンス報告書とは

法律に基づく開示ではないが、G(ガバナンス)の開示としては、コーポレート・ガバナンス報告書(CG報告書)が重要な役割を果たしている。

CG報告書は、東京証券取引所(以下、東証)の上場規則に基づく開示制度である。東証上場会社に対して、その記載内容に変更が生じた場合に、遅滞なく提出・開示することが義務付けられている。もっとも、資本構成及び企業属性に関する事項、後述するコーポレートガバナンス・コード(CGコード)に関する事項などの変更については、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく提出すればよいこととされている。実際に、CG報告書は、定時株主総会の後に提出されていることが多い。

CG報告書は、2006年6月に、上場会社のコー

ポレート・ガバナンスの充実を図るため、「各社のコーポレート・ガバナンスの取組み状況を投資者によりわかりやすい形で提供する観点」²から導入された。2003年に開始された決算短信の添付資料としてのガバナンス関連情報開示制度を発展的に解消し、開示内容の拡充・明確化、比較可能性の向上などの観点から、新たな開示の枠組みとして整備された³。

CG報告書の開示事項は、導入後、さらに拡充され、現在は図表1のようにになっている。近年も、後述するCGコードの開示項目のビルトイン(2015年実施)や、相談役・顧問等の開示制度(任意開示)の導入(2018年実施)が行われている。

(2) CGコードの開示項目のビルトイン

近年におけるCG報告書の重要な見直しは、2015年のCGコードの策定に伴い、その開示項目をビルトインしたことである。すなわち、CGコードを東証の有価証券上場規程の別添として位置付けた上で、CG報告書において、次の開示を求めたのである。

- ①実施しない原則については、「エクスプレイン」(実施しない理由の説明)
 - ②CGコード上、開示が求められる原則・補充原則(図表2)について、実施(コンプライ)している場合であっても、その内容を開示
- 図表2以外の原則については、実施(コンプライ)していれば、特段の開示義務はないこととなる。

1) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(案)「資本市場における好循環の実現に向けて」(2018年6月)。本稿では詳細は取り上げない。

2) 東証(2017) p.772

3) 横山(2006)

図表1 コーポレート・ガバナンス報告書の主な開示事項（監査役設置会社の場合）

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報	
■ 1. 基本的な考え方	(1) コードの各原則を実施しない理由 (2) コードの各原則に基づく開示
■ 2. 資本構成	(1) 外国人株式所有比率 (2) 大株主の状況 (3) 支配株主（親会社を除く）の有無 (4) 親会社の有無 (5) 補足説明
■ 3. 企業属性	(1) 上場取引所及び市場区分 (2) 決算期 (3) 業種 (4) 直前事業年度末における（連結）従業員数 (5) 直前事業年度末における（連結）売上高 (6) 直前事業年度末における連結子会社数
■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針	
■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情	
II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況	
■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項	(1) 組織形態 (2) 取締役関係 ① 定款上の取締役の員数 ② 定款上の取締役の任期 ③ 取締役会の議長 ④ 取締役の人数 ⑤ 社外取締役の選任状況 ⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 (3) 監査役関係 ① 監査役会の設置の有無 ② 定款上の監査役の員数 ③ 監査役の人数 ④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 ⑤ 社外監査役の選任状況 (4) 独立役員関係 (5) インセンティブ関係 ① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ② ストック・オプションの付与対象者について (6) 取締役報酬関係 ① （個別の取締役報酬の）開示状況 ② 報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無 (7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制 (8) 代表取締役社長等を退任した者の状況
■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）	
■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由	
III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況	
■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	
■ 2. IRに関する活動状況	
■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況	
IV 内部統制システム等に関する事項	
■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	
■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況	
V その他	
■ 1. 買収防衛策の導入の有無	
■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項	

（出所）東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 コーポレートガバナンス・コードにおいて開示が求められる事項

原則	改訂前	改訂後
原則1-4	◇政策保有に関する方針 ◇政策保有株式に係る議決権の行使基準	◇政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針 ◇取締役会における個別の政策保有株式の保有の適否の検証の内容 ◇政策保有株式に係る議決権の行使の具体的な基準
原則1-7	◇関連当事者間の取引を行う場合の適切な手続の枠組み	同左
原則2-6	新設	◇企業年金の積立金の運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みの内容
原則3-1	(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明	(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
補充原則4-1①	◇経営陣に対する委任の範囲の概要	同左
原則4-8	◇自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社につき、そのための取組み方針	廃止
原則4-9	◇独立社外取締役の独立性判断基準	同左
補充原則4-11①	◇取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方	同左
補充原則4-11②	◇取締役・監査役の兼任状況	同左
補充原則4-11③	◇取締役会全体の実効性についての分析評価の結果の概要	同左
補充原則4-14②	◇取締役・監査役に対するトレーニングの方針	同左
原則5-1	◇株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針	同左

（出所）コーポレートガバナンス・コードなどを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

（3）CGコードの2018年改訂

2018年6月1日、CGコードが改訂された。改訂に伴うCG報告書での開示事項（前記（2）②）の変更は、図表2の通りである。

企業年金が、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、（母体企業による）人

事面や運営面における取り組みの内容の開示が新たに求められる。他方、自主的な判断で3分の1以上の独立社外取締役を選任する会社による取り組み方針の開示は削除された。

その他、政策保有株式に関する開示内容の拡充や、経営陣幹部の（選任のみならず）解任に当たっ

ての方針・手続の開示も求められている。

C G報告書で開示すべき事項としては明記されていないが、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握するように求める改訂（原則5-2）も行われている。その結果、C G報告書に開示すべき「会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画」（原則3-1（i））の内容にも影響が生じることとなる。

加えて、適切な情報開示と透明性の確保を求める基本原則3の「考え方」において、「開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう」取締役会が積極的に関与すべきとされる非財務情報の開示に、「会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるE S G要素）など」（下線太字は筆者）が含まれることが明確化されている。

上場会社は、改訂後のC Gコードを踏まえたC G報告書を、準備が出来次第、速やかに、かつ、遅くとも2018年12月末日までに提出することが求められる。

3章 各国の制度開示拡充の動き

1. 主要項目別（ビジネスモデル・経営戦略等、コーポレートガバナンス・報酬、社会・環境など）の要求事項…わが国の法定開示との比較

1) ビジネスモデル・経営戦略関連

(1) 英国

英国の2006年会社法では、会社のアニュアルレポートに、財務諸表の他に、ストラテジック・

レポート、コーポレートガバナンス・レポート、取締役の報酬レポート、取締役レポートを含めるよう求めている。ビジネスモデルや経営戦略に関しては、ストラテジック・レポートで開示される。F R C（英国財務報告評議会）が公表しているガイダンス⁴では、アニュアルレポートの目的について、株主が、企業の発展・業績・状況（position）、将来の見通し、目的を達成するための戦略、ビジネスモデル、ガバナンス、および役員報酬、を評価（assess）するのに必要な情報を提供することとしている。

その上で、ストラテジック・レポートの目的を、取締役が会社の成功を促進する義務をどのようにして履行しているかに関する情報を株主に提供することとしている。ストラテジック・レポートには「重要な」（マテリアル）情報のみを含める。重要な情報とは、その情報の欠落または誤った記述が、株主がアニュアルレポート全体を基にして行う経済的な決定に影響を与え得る情報をいう。

開示する情報は、戦略マネジメント、事業環境、事業の業績に関する情報に分けられる。戦略マネジメントにはビジネスモデル、経営戦略と企業の目的、事業環境には事業を経営する上での内外の環境（傾向や要因、主要なリスクや不確実性、環境・雇用・社会・地域社会・人権に関する事項など）、事業の業績には過去の実績の分析、K P I（成果指標）、女性の活用などを含める。

ビジネスモデル、経営戦略と企業の目的は相互に関連した概念であるとした上で、ビジネスモデルについては下記を記載することとしている。

◆長期的な価値の創出・維持方法、どう価値を享受するかを明らかにする。企業が何を行い、なぜそれを行うのかを記載する。さらに、競合他

4) F R C “Guidance on the Strategic Report”（2014年6月）

社と何が異なり、どのような優位性に基づいて競争しているのかを明らかにすべきである。

◆企業の構造、事業を行っている市場、市場との関与の仕方（バリューチェーンの中でのその企業の役割、主要な製品・サービス・顧客と販売方法）を株主が大まかに理解できるように記載しなければならない。

◆企業価値の創出・維持・享受において最も重要な事業活動に焦点を当てて記載すべきである。

◆株主に、事業の成功のために必要な関係、資源、その他のインプットの性質について理解できるような情報を提供すべきである。

FRC内に設けられた財務報告ラボ⁵が2016年10月にまとめた「ビジネスモデル・レポートニング」では、アニュアルレポートにおいて、ビジネスモデルと、経営戦略、主要なリスクと実行可能性、KPI、報酬や分配の方針との間で整合性をとって開示を行う必要がある旨が示されている。多くの企業は図表を活用してビジネスモデルを説明しているが、記述的な説明が十分かについても考慮すべきである点が指摘されている。

FRCのガイダンスでは、企業が直面する主要リスクや不確実性と、これらがどのように管理・緩和されているか、株主が理解できるよう、具体的な記載を求めている。

(2) EU

EUでは、2014年12月6日に、域内企業に

非財務情報の開示を求める指令⁶が発効している。同指令では、従業員500名以上の社会的影響の大きいEU域内企業に対して、年次ベースでの非財務情報の開示を求めている。企業の発展、業績、状態と活動への影響を理解するために必要な範囲で、開示を求めている。各国は指令を反映した法令の改正を行い、2017年度のアニュアルレポート等から適用することとされている。同指令については、2017年6月末にガイドラインが公表されている⁷。

指令で開示を求められているのは、「重要な」(マテリアル)情報である。重要な情報とは、その情報の欠落または誤った記述が、その情報の利用者が、該当事業の財務諸表に基づいて行う決定に影響を及ぼす可能性があると合理的に予測される情報である。上述した、企業の発展、業績、状態と活動への影響を理解するために必要な範囲という考えも反映されている。

開示の方法としては、マネジメントレポート、各国の開示フレームワークの他、国際的なフレームワーク(IIRC〈国際統合報告評議会〉など)の活用も可能とされている。

ビジネスモデルに関しては、ガイドラインでは、開示を行う際には、下記を含めるよう求めている。

◆企業の事業環境

◆企業の組織と構造

◆企業が事業を運営している市場

◆企業の目的と戦略

5) 企業報告の効果を改善させるため英国のFRC内に設けられた研究機関であり、企業情報開示の関係者のニーズを把握してテーマ設定を行い、財務諸表作成者(企業)と利用者(機関投資家、個人投資家)が参加して調査・研究やディスカッションを行い、報告書をまとめている。

6) DIRECTIVE 2013/34/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on the annual financial statements, Consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC

7) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION "Guidelines on non-financial reporting (methodology for reporting non-financial information)" (2017年7月)

◆企業の将来の発展に影響を与える可能性のある
主な傾向と要因

ビジネスモデルや主要な傾向などを説明するのにKPIを用いてよいこと、ビジネスモデルの説明は、明確に、理解可能で、事実に基づいた方法で行うよう期待されている。また、推奨や願望に基づく重要性の乏しい情報で重要な情報への関心を妨げることは回避すべき、ビジネスモデルに重要な変更があった場合は、変更をハイライトした開示が期待されることなどが挙げられている。

(3) 米国

米国は、上場企業等がSEC（米国証券取引委員会）に提出する年次報告書（米国企業は10-Kおよび米国外企業は20-F）の記載事項を、Regulation S-Kで定めている。記載項目としては、ビジネス、リスク要因、訴訟手続、MD&A、マーケットリスクの定量的および定性的情報などが挙げられている。

ビジネスモデルという項目はないが、ビジネス（事業）の開示項目として、過去5年間の子会社等を含む事業の全般的発展、セグメントに関連付けた事業の説明（主要な製品・サービス等の内容、市場や製品等の状態、原材料の入手可能性、特許・商標・ライセンス、季節性、少数の顧客への依存度、市場における当該企業のアイデンティティ・競合企業見積数・競争上のポジションを含む競争条件、事業全般の研究開発活動など）が挙げられている。ガイダンスでは、MD&Aにおいて、経営者自身が着目する重要事項を概括する部分として、企業が関連する経済・産業全体の事情、企業の収入・利益・キャッシュの獲得方法、事業部門・設備の所在地・主要な製品・サービス、経営者が認識している傾向や短期・中期両方の観点から注

目している事業機会・課題・リスクへの洞察と対応策などを記載項目として挙げている。

2) ガバナンス・報酬関連

(1) 役員報酬の個別開示

わが国においては、役員報酬の個別開示は、（連結子会社からの報酬を含めた）連結報酬等が1億円以上の者のみを対象として、有価証券報告書での開示が義務付けられているのみである。会社法上の事業報告においては、個別開示は任意であって、義務付けられてはいない（会社法施行規則121条4号）。東証のCG報告書も、個別開示を行っている場合に、その範囲や開示方法などの説明を求めているのみで、個別開示そのものを要求していない。

これに対して、米国では、CEO、CFO、報酬上位3名の者について報酬の個別開示が、SEC規則により義務付けられている（§240.14a-101 Item 8、§229.402）。

英国では、全取締役についての報酬の個別開示が、会社法およびその関連法令により義務付けられている（Company Act 2006 §421、2013 No.1981 COMPANIES The Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) (Amendment) Regulations 2013）。

なお、わが国においても、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（事業報告開示）および金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（有価証券報告書開示）で、役員の個人別報酬額の開示のあり方が審議されている。今後、見直しが行われることも考えられる。

(2) 指名委員会、報酬委員会

指名委員会等設置会社以外の会社が、任意で指名や報酬などに関する諮問委員会を設置した場合、CG報告書において、委員会の設置の有無、委員の人数、委員のうちの社外取締役の人数などの開示が求められている。しかし、各委員会の具体的なメンバーや委員会の権限などについては、開示されていない場合も多い。

米国では、各委員会の構成員、各委員会の手続や方針などの開示が、SEC規則により義務付けられている (§ 229.407)。

英国でも、FCA規則(DTR7.2.7、7.2.8)が英国コーポレートガバナンス・コード(UK Code)を引く形で、各委員会の構成員(UK Code A.1.2)、指名・報酬委員会の活動内容等(UK Code B.2.4、D.2.2)の開示を要求している。

なお、わが国でも、2018年のCGコードの見直しに伴いCG報告書の記載要領が改訂され、「各委員会の委員の氏名」や「例えば、最高経営責任者(CEO)の選解任に当たって当該指名委員会を利用している場合や経営陣の報酬制度の設計や報酬額の決定に当たって当該報酬委員会を利用している場合などには、その旨を記載することが考えられます」とされた。これを受けて、今後、各委員会に関する情報開示の拡充が期待される。

(3) 取締役の選任理由

わが国においても、個々の取締役等の選任理由については、CGコード(原則3-1(v))に基づきCG報告書において開示が求められている。ただし、取締役等の選任方針(CGコード原則3-1(iv))、取締役会全体の「知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」(CGコード補充原則4-11①)、取締役会評価(C

Gコード補充原則4-11③)と関連付けた説明を行うことまでは求められていない。そのため、現実には、候補者の略歴を概括しただけの理由説明で終わっているケースが多い。この点は、会社法上の株主総会参考書類における「当該候補者を社外取締役候補者とした理由」の開示についても同様である。

海外では、政府による規制ではないが、例えば、ICGN(国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク)のグローバル・ガバナンス原則は、取締役会に必要な要素と各取締役の対応関係をマトリクス(スキル・マトリクス)で説明、開示することを提唱しており、それを実践する企業も存在している(後述)。

(4) 株主との対話

わが国においては、株主との対話に関して、CGコード(原則5-1)に基づきCG報告書を通じて「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」の開示が求められている。ただ、実際の対話の取り組みに関しては、CG報告書の「IRに関する活動状況」において概括的な説明はあるものの、例えば、その事業年度における具体的な対話活動やその内容、年間の活動状況の総括などは、ほとんど見られない。

英国では、UK Code(E.1.2)を通じて、アニュアルレポートにおいて、取締役会が、主な株主(major shareholders)の見解を理解するためにとった方策の説明を行うことを要求している。これを踏まえて、実際に株主とのエンゲージメント活動の総括を行っている事例も存在している(後述)。

3) 社会・環境など

(1) 英国

英国FRCのストラテジックレポート・ガイドラインによれば、英国の上場企業は、戦略報告書で、事業環境に関連して環境・雇用・社会・地域社会・人権に関する事項などの情報、事業の業績に関連する事項としてKPI、女性の活用（取締役、上級管理職、従業員数を性別に記載する）などの開示が求められる。KPIとしては、環境や雇用に関連するものも挙げられている。取締役レポートでも、従業員の教育や株式報酬などに関する記述、燃料の燃焼や施設の利用によるCO₂排出量（上場会社）の記述を含めるよう求められている。

また、2015年10月施行の、いわゆる英国現代奴隷法（Modern Slavery Act2015）により、自社の事業やサプライチェーンにおいて奴隷労働等が生じないように講じた措置の開示が求められている。

(2) EU

EUでは、域内企業に非財務情報の開示を求める指令により、従業員500名以上の社会的影響の大きいEU域内企業に対して、年次ベースでの非財務情報の開示を求めている。当該情報として、環境・社会・労働に関する事象、人権・反汚職・反賄賂への関心を開示することを求めている。少なくとも、会社のこれらの問題への対応方針と、その結果、当該分野に悪影響を及ぼす可能性が高い事業関係・製品・サービスとこれらへの対応方針を含むリスク情報、特定の事業に関連するKPIなどの開示を求めている。KPIの内容は、ガイドラインで例示されている。開示の方法としては、マネジメントレポート、各国の開示フレーム

ワークの他、国際的なフレームワーク（IIRC、GRI、ISO26000、CDP、CDSB〈気候変動開示基準委員会〉など）の活用も可能とされている。

(3) 米国

米国は、上場企業等がSECに提出する年次報告書（米国企業は10-Kおよび米国外企業は20-F）に記載すべき事項を、Regulation S-Kで定めている。2010年2月にSECが公表した「気候変動に関連する開示に関するガイダンス」では、気候変動に関連して開示すべき情報について、S-Kに関連付けて説明している。規制や規則の影響を事業、MD&A、リスク要因でどのように記述するかを例示している他、国際合意、規制や事業のトレンドの間接的な結果、気候の変動の物理的な影響の記載などを例示している。最近では2018年2月にサイバーセキュリティの開示に関するガイダンスを公表している。これら以外で、社会や環境に関する記述に関してRegulation S-Kでは詳細な記述はなく、後述するSASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）が業種別の基準を設定している。もっとも当該基準は強制されるものではない。

4章 国際的なフレームワーク

1. 投資家等を対象としたフレームワーク

1) IIRC（国際統合報告評議会）

統合報告は、企業の財務情報と非財務情報であるESG情報を、単に合冊するのではなく、「統合思考」に基づいて選別し関連付けて報告することである。必ずしも報告書の形式による必要はな

いが、報告書の形態を取るものを統合報告書という。チャールズ皇太子主催のA4S（持続可能な会計プロジェクト）と後述するGRIが2010年に設立したIIRCが「国際統合報告フレームワーク」を策定している。

統合報告書の主たる目的は、「財務資本の提供者」に対してその企業がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明することである。情報提供の対象者は投資家などの資金提供者を想定している。財務資本の提供者にとっての価値とは財務上のリターンの向上ということになるが、創造する価値には、投資家のみならず、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者・規制当局・政策立案者などの他のステークホルダーにとっての価値も含んでいる。これらの価値の向上が、投資家が期待する財務上のリターンの向上につながるものと考えている。

統合報告書の策定の原則は、図表3である。

統合報告の中核項目の一つとして、前述したビジネスモデルの開示がある。ビジネスモデルは、「組織の戦略目的を達成し、短、中、長期に価値を創造することを目的とした、事業活動を通じて、インプットをアウトプット及びアウトカムに変換するシステム」と定義されている⁸。ビジネスモデルの説明には、主要なインプット、主要な事業活動、主要なアウトプット、主要なアウトカムの説明を含むこととしている。

インプットには、6つの資本（財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本）が挙げられている。これらは、企業の内部に存在するものに限定されていない。

事業活動には、製品の企画、デザインと生産、又はサービス提供における専門的な技能と知識が

含まれる。事業活動の説明には、企業が市場の中で差別化を図る方法（製品の差別化、市場セグメンテーション、流通経路やマーケティングなど）、販売した後に生じる収益（長期保証契約やネットワーク使用料など）への依存度、イノベーションへの取り組み、変化への対応力が含まれる場合がある。アウトプットとしては製品、サービスの他、副産物及び廃棄物が挙げられている。アウトカムは、組織の活動とアウトプットがもたらす資本への影響であり、内部的なアウトカム（従業員のモラル、組織の評判、収益及びキャッシュ・フローなど）と外部的なアウトカム（顧客満足度、納税、ブランドロイヤリティ、社会及び環境的影響など）について、プラスの影響とマイナスの影響を与えるものの両方を開示することとされている。

図表3 国際統合報告フレームワークの指導原則

戦略的焦点と将来志向	戦略とその戦略が短・中・長期の価値創造能力や資本の利用・資本への影響に関連するかの洞察を提供
情報の結合性	長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組み合わせ、相互関連性、相互関係の全体像を示す
ステークホルダーとの関係性	その性格・質に関する洞察、会社等のステークホルダーの正当なニーズ・関心への理解・考慮・対応への洞察を提供
重要性	会社等の短・中・長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示
簡潔性	簡潔なものとする
信頼性と完全性	重要性のある全ての事象を、正・負両面につきバランスが取れ重要な誤りのない形で含める
首尾一貫性と比較可能性	期間を超えて首尾一貫し、他の会社等との比較を可能とする

（出所）国際統合報告フレームワークを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

8) IIRC「国際統合報告フレームワーク 日本語訳」

2) SASB

SASB (Sustainability Accounting Standards Board) は、2011 年にサンフランシスコに設立された非営利の民間団体で、米国上場会社が 10-K などの法定開示書類において任意に利用する非財務情報の開示基準、サステナビリティ会計基準を設定している。79 の産業ごとに基準を策定し、KPI を設定している。非財務情報の利用者としては、投資家を念頭に置いている。

SASB の概念フレームワークによれば、「持続可能性は、会社が長期にわたる価値を創造する能力を維持または強化するための会社の活動のことを指す」。「サステナビリティ会計は、そのような会社の活動を測定し、管理し、報告することを行う」。「長期的な価値の創造に必要な環境や社会の資本の管理と同じく、商品やサービスの製造・創出から生じる環境や社会への影響への会社による管理を反映する」。サステナビリティ会計は、また、「持続可能性の課題が技術革新、ビジネスモデルおよびコーポレート・ガバナンスなどに与える影響も含む」。持続可能性のトピックとして SASB は環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデルと技術革新、リーダーシップとガバナンスの 5 つの方向性と 30 の課題を示している。

業種ごとの基準の設定、KPI の設定に関しては、重要（マテリアル）となる可能性があるかどうか、会社と投資家の意思決定に有用であること、会社（発行者）にとっての費用対効果を考慮して行う。米国の最高裁によれば、もし、省略された事実が開示されたとしたら、合理的な投資家からは、利用可能な情報の全体構成を大きく変えるとしてみられる相当な見込みがあるなら、その情報は重要（マテリアル）とみられる。重要性とは会

社の財政状態や業績に対する重要性を指す。SASB は 30 の課題について業種ごとの重要性（マテリアリティ）マップを公表している。最終的には各会社が、SASB の業種別の基準を適用した上で、各会社の固有の事情を反映して、重要性を判断する。

3) CDP

CDP は気候変動や環境分野に取り組む国際 NGO である。「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」（2000 年設立）が前身で、現在は水や森林も活動領域にしている。対象企業に独自の質問状を送り、その回答に基づき当該企業を評価している。機関投資家への情報提供が主たる目的であり、対象情報の開示を企業に求めることに署名している機関投資家数（2017 年）は、気候変動 803 社（100 兆ドル）、水 634 社（69 兆ドル）、森林 380 社（29 兆ドル）、回答企業数（2016 年）は気候変動 5,856 社、水 1,426 社、森林 199 社である⁹⁾。

2. 幅広いステークホルダーを対象としたフレームワーク

1) GRI

GRI (Global Reporting Initiative) は、国連環境計画 (UNEP) の公認協力機関で 1997 年に設立された。サステナビリティ報告書の理解促進と作成サポートを目的としている。

2000 年から 13 年にかけてガイドラインを 4 度、設定・改訂をし、16 年にはさらに一步進めてスタンダードを公表している。同スタンダードが推進するサステナビリティ報告とは、会社（報告組織）が「経済、環境、社会に与えるインパク

9) CDP 山口健一郎「最新のサプライチェーン動向」（2017 年 9 月）

ト、すなわち持続可能な発展という目標へのプラス、マイナス両方の寄与について、公に報告を行うこと」をいい、会社（報告組織）が「経済、環境、社会に与える著しいインパクトを特定し、グローバルに認められたスタンダードに準拠して開示を行う」ことができるとされている。

基準には、共通スタンダード（出発点、組織に関する背景情報の報告、マテリアルな項目に関するマネジメント手法の報告）と項目別のスタンダード（経済、環境、社会）があり、各スタンダードで、報告要求事項と報告推奨事項、手引きが記載されている。

報告内容に関する原則（ステークホルダーの包摂、サステナビリティの文脈、マテリアリティ、網羅性）と報告品質に関する原則（正確性、バランス、明瞭性、比較可能性、信頼性、適時性）が定められており、情報提供の対象であるステーク

ホルダーとしては、従業員その他の労働者、株主、サプライヤー、社会的弱者、地域コミュニティ、市民社会組織（NGOなど）、などが含まれる。

ステークホルダーとのエンゲージメントについては、それを行ったステークホルダー・グループのリストとアプローチ方法、エンゲージメントで提起された重要事項の報告が求められている。

開示の対象となる重要（マテリアル）な情報は、インパクトの著しさ（横軸）とステークホルダーの評価や意思決定に対する影響（縦軸）で決定する。どのように決定したかは説明が求められている。決定に当たって、内部要因と外部要因を組み合わせるとよいとされており。要因の例としては下記が挙げられている。

- ・組織全体のミッション（使命）や競争戦略
- ・ステークホルダーが直接表明している懸念事項
- ・幅広い社会から寄せられる期待



- ・組織が上流部門（サプライヤーなど）や下流部門（顧客など）に与える影響
- ・組織が遵守を期待されている国際基準や国際協定に示されている期待事項

2) ISO26000

I S O（国際標準化機構）が、2001 年から社会的責任に関する規格の可能性を議論し、2010 年 11 月に ISO26000（社会的責任に関する手引）を発効している。会社などの組織が法令順守以上の活動に着手することを意図しており、社会的責任分野における共通の理解を促進するため、社会的責任に関する他の文書およびイニシアチブを補完することを意図しているものであり、それらに取って代わろうとするものではない。マネジメントシステム規格として認証目的等で使用することを意図していない。

社会的責任の中核主題として、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティへの発展の 7 つを挙げており、これは 37 の課題と約 240 の「関連する行動及び期待」から構成される。わが国では 2012 年 3 月に J I S 化された。日本経済団体連合会が 2010 年 9 月に「企業行動憲章実行の手引き（第 6 版）」を発行する際に、ISO26000 の考えを多く取り入れた。

5章 開示の実際

1. 主要項目別の事例

1) ビジネスモデル・事業戦略等

有価証券報告書においては、前述の記載事項等の見直しにより、会社の理念や中期経営計画に関しては「経営方針・経営環境」で開示が行われて

いるが、ビジネスモデルに関する記述例はほとんどない。

他方で、アニュアルレポートや統合報告書においてはわが国でも既に多数の企業がビジネスモデルに関する記載を行っている。わが国で情報開示について各種の表彰を受けた 53 社について調べたところ、うち 42 社がビジネスモデルまたは価値創造プロセスについて記載していた。例えば、オムロンでは、インプットとして 5 つの資本に関する指標を示し、社会的課題とそれに対応する注力ドメイン、コア技術、事業部門、アウトプット（製品等）、顧客、課題や目標とする K P I という流れで、目次も入れながら説明をしている。I I R C のフレームワークを意識した記載内容となっている。東京応化工業のように、分かりやすい製品マップを交えた例、カゴメ（2017）のようにインプットとして 6 つの資本を詳細に分かりやすく説明している例、ナブテスコのように事業活動の分類マップを交えた例など、各社ごとに多様な工夫が見られる。難易度の高い項目であり、各社とも毎年のように改善を試みている。ビジネスモデルの開示については、経済産業省が 2017 年 5 月に公表した「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - E S G ・非財務情報と無形資産投資 -」では、ビジネスモデルを「企業が事業を行うことで、顧客や社会に価値を提供し、それを持続的な企業価値向上につなげていく仕組み」と定義し、バリューチェーンでの企業の位置付け、競合他社との差別化要素と持続性、競争優位の源泉となる経営資源・無形資産、競争優位を支えるステークホルダーとの関係、収益構造と牽引要素（ドライバー）を挙げた上で、持続可能性におけるリスク要因、戦略、成果（パフォーマンス）と重要な K P I と連携した開示を行うことを提案している。

2) ガバナンス関連

(1) 社外取締役の人物、考え方

株主、投資者にとって、社外取締役に関する情報は、その社外取締役が「信頼に足りるか？」の判断材料として重要だと考えられる。開示が経歴のみでは、人物本位で判断する材料としては不十分であり、どうしても形式的な基準（上場会社との取引関係、在職年数など）で判断せざるを得なくなる。

その意味では、どうすれば株主、投資者が、個々の社外取締役の経歴のみならず、その人物や考え方を知ることができるか、が開示上の課題と言える。

例えば、米国では、株主総会委任状に筆頭独立取締役からのメッセージが掲載され、株主との対話で取り上げたテーマや、ガバナンス上の取り組みなどについて、説明しているケース¹⁰⁾が見られる。

英国でも、多くの会社において、取締役会議長（通常、UK Code に基づき社外取締役が務める）が、株主に対するレターの形で、自社のガバナンス、企業文化、直面する課題など広範なテーマについて説明している事例が見られる。年間で取締役会が取り上げた重要テーマを時系列で説明、目標や課題にどのように対応したかを説明、といった事例¹¹⁾も見られる。

わが国の上場企業の中にも、社外取締役のメッセージを、アニュアルレポートやウェブサイトなどに掲載する事例が増加しているようだ。例えば、

社外取締役の一人が、社外取締役としての活動、重視する点、社外取締役のサポート体制、サクセッション・プランニング（後継者計画）への取り組みなどについての考えを述べている例がある¹²⁾。また、取締役会議長である社外取締役が機関投資家との対談形式で、過去の不祥事後の取り組み、取締役会における活動、サクセッションプランへの取り組み、ガバナンス上の課題などについて考えを述べている事例もある¹³⁾。

(2) 取締役の選任理由と取締役会に必要な要素

なぜ、その人物を取締役候補者としたのかは、取締役の選任方針や、取締役会の構成方針、取締役会評価を踏まえた取締役会の改善方針などとの関連性の中で正当化され、説得力を持つこととなる。

例えば英国では、全取締役について、取締役会の構成上必要とされるダイバーシティ要素（性別、国籍）や知識・経験・能力・専門性要素（財務、国際経済、投資など）のうち、どの要素を担うかについて、マトリクスを使って説明している事例¹⁴⁾がある。

米国でも、同様に、取締役・取締役候補と必要な経験、スキルなどの関係をマトリクスで説明する事例¹⁵⁾がある他、その経験、スキルなどが必要とされる理由も丁寧に説明しているものもある¹⁶⁾。マトリクスは用いていないものの、取締役として必要な経験、スキルなどを明記した上で、各取締役候補者の適性について、必要な経験、ス

10) Johnson & Johnson (2018) p.5、GE (2018) p.1

11) Go-Ahead (2017) pp.56-57、Taylor Wimpey (2017) pp.55-56 など

12) アステラス製薬「2017年3月期アニュアルレポート (2017)」pp.33-35

13) オリンパス「統合版アニュアルレポート 2017」pp.62-65

14) Anglo American (2017) p.72

15) C I S C O (2017) p.5、11

16) GE (2018) p.14

キルなどに関連付けて説明を行おうとしているケース¹⁷もある。

わが国の上場企業でも、少数だが、例えば、社外取締役とその専門・得意分野をマトリクスで開示している事例¹⁸がある。

(3) 「対話」とその総括

株主との「建設的な対話」の方針だけではなく、その方針を踏まえて、実際にどのような取り組みを行ったのか、どのような指摘があったのかなどの開示があれば、上場会社・投資家の双方にとって、対話のPDCAサイクルを回しやすくなると考えられる。

例えば、米国では年間の株主との対話で取り上げたトピックや、対話を踏まえて実施した対応などを株主総会委任状(proxy statement)で説明している事例¹⁹がある。

英国では、年間のエンゲージメント活動の総括の中で、ステークホルダーのセグメント(顧客、従業員、投資家など)に分け、どのようなエンゲージメント活動を行ったかを開示している事例²⁰がある。その中で、株主から具体的にどのような質問を受けたかについて開示している事例もある²¹。

わが国でも、例えば、年間のIR活動とその回数、内容を開示している事例²²や、年間の対話の実例を挙げて、例えば、機関投資家との面談のうち経営陣が対応した割合や、個人投資家向け説明会の実施回数などを開示している事例²³がある。

3) 社会・環境関連

社会・環境関連については、わが国ではCSR報告書・サステナビリティ報告書で重要(マテリアル)と判断した項目について詳細な開示を行う一方で、統合報告書などでは、企業の価値創造能力を理解する上での有用性の観点で、項目をさらに絞って説明している例が多くみられる。1)で取り上げた53社について、GRIの環境・社会の項目についてそれぞれどの程度記載しているかをまとめると、図表4の通りであった。

重要性の判断基準について記載があったのは、CSR報告書等では33社、統合報告書・アニュアルレポートでは26社、ステークホルダーとのエンゲージメントについては、それぞれ41社、24社で記載があった。最近注目されているSDGsに関しては、CSR報告書等で39社、統合報告書・アニュアルレポートでも30社が記述をしていた。統合報告書・アニュアルレポートでは、三井化学が長期経営計画の説明の中で、価値創造をSDGsと関連付けて説明している他、味の素が重要課題のマッピング、自社の価値創造のSDGsとも関連付けた説明、目標や事業との関わり、ステークホルダーとの対話、重視する項目のコミットメントなどを記載(サステナビリティデータブックでより詳細に説明)している。ANAが重要課題と主な取り組み、SDGsとの関係を2ページの表、三菱ケミカルは重要課題のマッピングと各課題の機会・リスク、取り組み、関連SDGsを整理し、自社が設定したKPIの数値と自己評価も加え4ページでまとめて開示している。

17) American Electric Power (2018) p.17 など

18) カゴメ「統合報告書 2017」p.39

19) Johnson & Johnson (2018) pp.23-24

20) Go-Ahead (2017) pp.62-63、Lloyds Banking Group (2017) pp.62-63

21) Taylor Wimpey (2017) p.51

22) オリンパス「統合版アニュアルレポート 2017」p.72

23) 東京海上ホールディングス「統合レポート」(2017) pp.46-47

アステラス製薬は重要課題の詳細なマッピング、ダイキンは重要課題のマッピングと目次を兼ねたサマリーを活用している。シスメックスは重要課題のマッピング、関連ページ、SDGsとの関連付けを開示している。

CSR報告書等では、NTTドコモ、東京海上ホールディングスが同様の内容を自社の対応を交えて説明している。コマツは自社のCSR重点分野とSDGsとの関係性を大中小で整理した表にまとめている。NTTは目次にSDGs項目を入れている。

その他、大和ハウス工業はサステナビリティの長期ビジョンと中期計画、自己評価指標と自己評価、重要課題のマッピングなどをまとめて説明、コニカミノルタは中期環境計画とその実施状況、日本精工は2016年度の目標と結果、2017年度の目標の詳細な開示などを行っている。

細かい開示内容は別として、オムロンは、以前から、社会全体が抱える問題を製品の開発や販売で解決を図るCSV（共有価値の創造）的な観点での記述も、統合報告書で行ってきたように思える。キリンがCSVコミットメントを会社の方針として定めており、このような動きも注目される場所である。

図表4 GRIスタンダード項目の開示状況

(単位:社)

	項目	CSR / サステナビリティ報告書	統合報告書 / アニュアルレポート等
経済	経済パフォーマンス	48	45
	地域経済での存在感	16	3
	間接的な経済的インパクト	35	15
	調達慣行	7	1
	腐敗防止	42	14
	反競争的行為	18	9
環境	原材料	34	13
	エネルギー	45	28
	水	41	25
	生物多様性	33	11
	大気への排出	48	40
	排水および廃棄物	45	26
	環境コンプライアンス	31	9
	サプライヤーの環境面のアセスメント	35	8
社会	雇用	48	36
	労使関係	12	2
	労働安全衛生	44	22
	研修と教育	49	34
	ダイバーシティと機会均等	49	31
	非差別	17	5
	結社の自由と団体交渉	19	6
	児童労働	25	6
	強制労働	26	8
	保安慣行	4	0
	先住民族の権利	5	2
	人権アセスメント	34	9
	地域コミュニティ	34	9
	サプライヤーの社会面のアセスメント	35	10
	公共政策	8	1
	顧客の安全衛生	36	15
	マーケティングとラベリング	29	12
	顧客プライバシー	16	5
	社会経済面のコンプライアンス	22	9

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

K P I に関しては、詳細なデータを整備・開示し第三者保証を付けている例も見られる。海外では、The Go-Ahead Group のように、Sustainability の K P I を部門ごとに詳細に開示している例などもある。

6章 新しい動き

非財務情報に関しては、多様な団体が多様な枠組みを公表しているが、それらの調和を目指す Corporate Reporting Dialogue を I I R C が主導して 2014 年に立ち上げている。I I R C、C D P、C D S B (Climate Disclosure Standards Board)、F A S B (米国財務会計基準審議会)、G R I、I A S B (国際会計基準審議会)、I S O、S A S B が参加している。

英国では、ストラテジック・レポートのガイダンスの改正案が 2017 年 8 月に公表されている²⁴。改正案では、報告の対象は現行通り株主としながらも、より多くのステークホルダーの利益を考慮するよう求めている。株主や投資家を対象とした報告書にこのような流れがある一方で、企業の中長期的な価値創造能力を判断するための情報提供という観点にとどまらず、E S G の課題と対応そのものを重視する動きも顕著になりつつある。

2020 年以降の温暖化対策を定める 2015 年 12 月のパリ協定では、世界共通の目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2.0℃未満に抑えることを定めている。

F S B (金融安定理事会) 下に 2015 年 12 月に設立された T C F D (気候関連財務情報開示タスクフォース) が 2017 年 6 月にまとめた最終報

告書では、気候変動の影響とそれを抑制するための施策が、企業財務にもたらすリスクと機会を、シナリオ分析を交えて開示することを提案している。パリ協定の 2.0℃シナリオに企業がどう対応するかなどの開示を念頭に置いている。この T C F D について、わが国の 3 メガバンクグループや大手損害保険会社 3 社が賛同を表明している。

S D G s は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で挙げられた 17 の「持続可能な開発目標」と 169 のターゲット、244 の指標からなる。先進国・途上国全てが対象となっている。17 の目標の分かりやすさ、事業活動を含む人間の活動全てを対象とし得る普遍性、アイキャッチなアイコン、さらにわが国では、政府が S D G s 実施指針を定めたことや、経済団体や金融庁、日本証券業協会などが推奨していることから、急速に広がりを見せている。

ちなみに、わが国では環境省が、パリ協定や T C F D、S D G s を受けて、2018 年 5 月に環境報告ガイドラインの改訂案を公表・意見募集している。

T C F D や S D G s への取り組みなどが進むにつれ、今後、企業は、自社に限らない社会全体の E S 関連の課題への対応を事業活動に生かす C S V 的な対応を進めていく可能性がある。非財務情報のうち、従来は、G (コーポレート・ガバナンス) が重視される傾向があったが、今後は、E S の分野についても、自社の課題への対応に限らず C S V 的な観点からの開示も重視されていくことが考えられよう。

開示だけでなく、会計基準への影響にも注目する必要がある。欧州委員会が 2016 年 10 月

24) F R C “Draft amendments to Guidance on the Strategic Report” (2017 年 8 月)

に設置した「持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ（H L E G）」が2018年1月にまとめた最終報告書“FINANCING A SUSTAINABLE EUROPEAN ECONOMY”では、I F R S（国際会計基準）第9号「金融商品」の長期投資の株式への時価評価適用について、見直しを求めている。また、欧州委員会が2018年3月にアクションプラン“Financing Sustainable Growth”とともに公表したコンサルティング文書“Fitness Check on the EU Framework for Public Reporting by Companies”でも、E UがI F R Sを適用している現状について、H L E Gの報告書などを踏まえ、E UがI F R Sを修正して域内に適用することの是非なども問うており、その結果が注目されるところである。



【参考文献】

- ・「国際統合報告フレームワーク 日本語訳」（国際統合報告評議会（IIRC）および日本公認会計士協会）
- ・「GRI サステナビリティ・レポート・スタンダード 2016」（GRI）
- ・「ISO26000 プロジェクト概要」（日本規格協会訳）
- ・SASB “Conceptual Framework”（2017.2）
- ・SASB “The State of Disclosure 2017”
- ・金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（2018.1.23）参考資料1「米国・英国における非財務情報開示」
- ・経済産業省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - ESG・非財務情報と無形資産投資 -」（2017.5.29）
- ・井口譲二「財務・非財務情報の実効的な開示 - ESG投資に対応した企業報告 -」（『別冊商事法務』No.431 2018.3）
- ・日本公認会計士協会 経営研究調査会調査報告第61号「サステナビリティ報告におけるマテリアリティに関する現状と課題 - 効果的なESG情報開示に向けて -」（2018.2.9）
- ・東京証券取引所（2017）『会社情報適時開示ガイドブック（2017年3月版）』
- ・東京証券取引所（2018）「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月改訂版）
- ・横山淳（2006）「東証のコーポレート・ガバナンス開示の拡充」（2006年1月27日付、大和総研レポート）
- ・Anglo American（2017）“ANNUAL REPORT 2017 BUILDING ON FIRM FOUNDATIONS DELIVERING A SUSTAINABLE FUTURE”
- ・American Electric Power（2018）“Notice of 2018 Annual Meeting Proxy Statement”
- ・CISCO（2017）“Notice of Annual Meeting of Shareholders and Proxy Statement”
- ・GE（2018）“NOTICE OF 2018 ANNUAL MEETING & PROXY STATEMENT”
- ・Go-Ahead（2017）“30 years of passenger transport Annual Report and Accounts for the year ended 1 July 2017”
- ・Johnson & Johnson（2018）“Notice of Annual Meeting and Proxy Statement 2018”
- ・Lloyds（2017）“HELPING BRITAIN PROSPER Lloyds Banking Group Annual Report and Accounts 2017”
- ・Taylor Wimpey（2017）“Delivering quality Annual Report and Accounts 2017”

[著者]

吉井 一洋（よしい かずひろ）



金融調査部
制度調査担当部長
担当は、会計制度、税制、会社法、
金融商品取引法、金融制度等

横山 淳（よこやま じゅん）



金融調査部
主任研究員
担当は、金融商品取引法、会社法、
取引所規則、金融制度